

介護保険について

神戸市介護保険課

65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の保険料は、ご本人やご家族の所得などに応じて決まります。

2024年度～2026年度の1人あたりの年間保険料

対象者	1人あたりの年間保険料
①本人が生活保護を受けている場合 ②本人が老齢福祉年金を受け取っており、かつ、その世帯全員に市民税が課されていない場合 ③世帯全員に市民税が課されていない場合で、本人の課税の対象となる年金収入と合計所得金額(※)の合計が82.65万円以下である場合	18,556円 (月平均1,547円)
世帯全員に市民税が課されていない場合で、本人の課税の対象となる年金収入と合計所得金額(※)の合計が82.65万円を超えて120万円以下である場合	34,348円 (月平均2,863円)
世帯全員に市民税が課されていない場合で、本人の課税の対象となる年金収入と合計所得金額(※)の合計が120万円を超える場合	53,693円 (月平均4,475円)
本人には市民税が課されていないが、その世帯に市民税が課されている方がいる場合で、本人の課税の対象となる年金収入と合計所得金額(※)の合計が82.65万円以下である場合	71,064円 (月平均5,922円)
本人には市民税が課されていないが、その世帯に市民税が課されている方がいる場合で、本人の課税の対象となる年金収入と合計所得金額(※)の合計が82.65万円を超える場合	78,960円 (月平均6,580円)
本人に市民税が課されている場合	本人の所得に応じて 90,804円～225,036円 (月平均7,567円～18,753円)

※合計所得金額とは、収入から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除など)を差し引いた額になります。

40歳～64歳の方の介護保険料

加入している医療保険の保険料に含めて納めていただくことになっています。

(医療保険者ごとに算出した計算方法で保険料を決定)

かいごほけん りょう さーびす おも つぎ
○介護保険で利用できるサービスには、主に次のようなものがあります。

ざいたく さーびす 在宅サービス

ほうもんかいご ほーむへるぶさーびす 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ほーむへるばー かてい ほうもん にゅうよく はい
ホームヘルパーがご家庭を訪問して、入浴・排せつな
どの身体介護や調理、洗たく・掃除・ごみだしなど
の生活援助を行います。



つうしょかいご でいさーびす 通所介護（デイサービス）

でいさーびすせんたー
などに通い、入浴や食事
の提供、機能訓練（リハ
ビリ）などを受けます。



つうしょりはびりてーしょん でいけあ 通所リハビリテーション（デイケア）

ろうじんほけんしせつ
老人保健施設などに
通い、専門家による機能回
復訓練（リハビリ）などを
受けます。



たんきにゅうしょせいにかつかいご しょーとすてい 短期入所生活介護（ショートステイ）

とくべつようごろうじん ほーむ
特別養護老人ホーム
などに短期間入所し、
介護や日常生活の世話
を受けます。



たんきにゅうしょりょうようかいご しょーとすてい 短期入所療養介護（ショートステイ）

ろうじんほけんしせつ
老人保健施設などに
短期間入所し、介護や
必要な機能訓練（リハ
ビリ）を受けます。



ふくししょうぐたいよ 福祉用具貸与

くるま でんどうべつど
車いす、電動ベッド、
歩行器などの福祉用具の
貸し出しを行います。



※要介護認定で軽度と判定された場合については、
利用できない用具があります。

じゅうたくかいしゅうひ しきゅう 住宅改修費の支給

じたくて とりつけ
自宅の手すりの取り付け
や段差をなくすなどの費用
の一部を支給します。（改修
費の上限は20万円で、



その範囲内 でかかった費用の9割分（一定
以上所得者は8割又は7割分）を支給しま
す。）

しせつ さーびす 施設サービス（※介護老人保健施設・介護医療院は、「要介護1～5」と認定された方、特別

養護老人ホームは、原則「要介護3～5」の方が対象となります。）

ざいたく せいかつ こんなん かた とくべつようごろうじん ほーむ
在宅での生活が困難な方が、「特別養護老人ホーム」などの介護保険施設に入所して、必要な
サービスを受けます。

・介護保険施設への入所を希望する場合は、「えがおの窓口」のケアマネジャーにご相談ください。

サービスを利用できる方

①65歳以上の方

入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について、いつも介護が必要な場合（要介護状態）、あるいは、いつも介護が必要とまではいかななくても、家事や身じたくなどの日常生活に手助けが必要な場合（要支援状態）と認定されたら、介護保険のサービスを利用することができます。

②40歳～64歳の医療保険に加入している方

老化に伴う病気（脳血管疾患や認知症などの16種類の特定疾病）によって要介護状態や要支援状態と認定されたら、介護保険のサービスを利用することができます。

利用者負担は1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）

介護サービスを利用した場合は、原則としてかかった費用の1割（又は2割又は3割）が利用者の負担となります。ただし、1か月の利用者負担が一定額（*）を超える場合は、区役所に申請して、超えた額（高額介護サービス費）の払い戻しを受けることができます。

（*）世帯の市民税の課税状況などにより、15,000円～140,100円

保険料の滞納にご注意ください

○納期限から1年以上保険料を納めないと・・・

介護サービスの費用をいったん全額自己負担する必要があります。（ただし、後日、区役所に申請すれば、9割（又は8割又は7割）が払い戻しされます。）

○納期限から1年6か月以上保険料を納めないと・・・

払い戻しされる9割（又は8割又は7割）の支払が一時差し止められたり、滞納保険料に充てられたりする場合があります。

○納期限から2年以上保険料を納めないと・・・

サービス利用の際に未納期間に就いて、自己負担が3割（又は4割）になります。また、3割（又は4割）となる期間中は、高額介護サービス費の支給や食費・居住費の負担軽減を受けられません。

かいごほけん さーびす りょう ようかいごにんてい う ひつよう
○介護保険のサービスを利用するには、まず要介護認定を受ける必要があります。

① 要介護認定の申請

「えがおの窓口」や「あんしんすこやかセンター」に、申請書の取り寄せや申請の手続きを依頼されると便利です。



② 認定調査

市から委託を受けた調査員がご家庭や入院先へお伺いし、お体の状況など全国共通の74項目について聞き取り調査を行います。



③ 主治医意見書

かかりつけ医に、意見書を作成してもらいます。(神戸市から依頼します)

④ 介護認定審査会

専門家による審査会が、どの程度の介護が必要かを審査・判定します。

⑤ 認定・結果通知

介護認定審査会の判定を基に神戸市が認定し、ご本人に文書で通知します。



⑥ 介護サービスの利用

要介護1~5の場合は「えがおの窓口」、要支援1・2の場合は「あんしんすこやかセンター」に依頼して、ケアプランの作成、サービスの利用調整や予約などを行っていただきます。あんしんすこやかセンターは、お住まいによって担当が決まっています。

● 介護保険制度が知りたいときは（しくみ、手続き、えがおの窓口の情報）

神戸市お問い合わせセンター ☎0570-083-330 または 078-333-3330

神戸市介護保険課（日本語） ☎078-322-6228

● 認定調査などの際に、通訳ボランティアの派遣を受けるには

（日本語による意思疎通が困難な方で、親族などの通訳などの援助がない方）

派遣団体

〔韓国・朝鮮語〕 特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター ☎612-2402

〔中国語〕 特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター ☎612-2402

〔中国語〕 特定非営利活動法人 多言語センターFACIL ☎736-3040

〔ベトナム語〕 ベトナム 夢KOBE ☎736-2987

〔ベトナム語〕 特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター ☎612-2402

〔ポルトガル語〕 関西ブラジル人コミュニティ ☎222-5350